

防府市立華西中学校部活動運営方針

防府市立華西中学校

1 学校が目指す望ましい部活動の姿

部活動は、自らの心身の向上に励む生徒とそれを支援する顧問と側面から協力する保護者の三者が一体となって成り立つものとする。

本校は次の3点を部活動の重点目標として取り組む。

- (1) 部活動を通して、あいさつのできる礼儀正しい生徒をめざす。
- (2) 運動部活動は体力、文化部活動は情操、それぞれの向上をめざし、各部活動における運動や文化に親しむ活動を推進すると共に、技術の向上を図る。
- (3) 仲間意識を高め、部員同士の絆を深めると共に、同じ華西中生徒として他の部員とも仲間意識を培う。

2 体罰・ハラスメントの根絶について（宣言）

- (1) 体罰は「絶対許さない・許されない」ということを全ての教職員が認識して、生徒の心に寄り添った粘り強い指導に努めるとともに、体罰を「起こさない・起こさせない」学校づくりを推進する。
- (2) 本校においてハラスメントを防止し、お互いを個人として尊重した教育活動を推進していく。ハラスメント防止の趣旨を十分踏まえ、ハラスメントに関わる言動により勤務・学習環境が害されることのないように努める。

3 活動計画及び活動報告について

- (1) 顧問は、毎月の活動計画を前月末までに作成し、校長に提出する。
※市教委の様式を参考とする。
- (2) 顧問は、担当部活動の活動方針等を定め、年度当初や3年生引退時等に生徒・保護者に周知し、理解・協力を促す。

4 活動日及び休養日の基準について

- (1) 学期中の週当たりの休養日の設定について
 - ① 活動日が6日連続とならないように休養日を設定する。
 - ② 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とする。
 - ③ 大会参加等により、やむを得ず土曜日及び日曜日の両日とも活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
 - ④ ①②③については、長期休業中も同様とする。
- (2) 長期休業中における適切な期間の連続休養日の設定について
 - ① 学校で定める「学校閉庁日」等を活用して連続休養日を設ける。
 - ② 可能な限り長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 顧問の指導従事時間の適正化について
校長は、適切な休養日の設定はもちろん、複数顧問による交替制指導や、部活動指導員の活用等により、顧問の時間外勤務の軽減に可能な範囲で配慮する。
- (4) 「休養日の設定」で、上記の(1)から(3)以外の休養日の設け方が必要になった場合、管理職と協議して、柔軟な対応を取る。国や県、市もしくは県中体連のガイドラインを参考にして、休養

日の設定が大きく逸脱することのないようにする。

5 平日の朝練習や、放課後の活動終了時刻について

(1) 1日の活動時間の制限について

- ① 平日（授業日）は、長くとも2時間程度とする。
- ② 朝練習は、「平日の活動日扱い」とする。また、実施する場合の活動時間は30分程度とし、放課後の活動時間との合計が長くとも2時間程度になるよう留意する。
- ③ 土曜日及び日曜日（祝日や長期休業を含む）は、3時間程度とする。

6 活動場所や荷物等の管理場所について

- (1) 部活動をする場所は、原則として、本校の施設内で行うものとする。やむを得ず、外部の施設を利用する場合は、その旨を校長に届け出て、許可をもらう。
- (2) 荷物については、部室で保管する。もしくは、目の届く範囲で管理する。
- (3) 大会等での荷物等の保管については、顧問の指示に従う。

7 生徒や保護者への連絡体制について

- (1) 年度当初の部活動保護者会までに、連絡体制を整え、保護者へ周知徹底する。
- (2) 部員の変更があれば、その都度連絡体制を見直す。

8 校外で活動する場合の施設利用方法や移動方法について

- (1) 学校以外の施設を利用する場合は、生徒が自転車等自分で移動可能な範囲とする。合同練習や練習試合等で、遠距離の場合は保護者の協力を求める。
- (2) 移動方法としては、次のいずれかで対応する。
 - ① 生徒の徒歩、または自転車を利用する。
 - ② 公共交通機関を利用する。
 - ③ 保護者の車を利用する。この場合、「同乗願」を提出してもらう。

9 生徒の健康管理について（熱中症対策を含む）

【参考】

- (1) 校長は、各部活動の特性や活動環境、生徒の発達の段階に応じた安全な指導が行われるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (2) 顧問は、生徒の健康状態の把握、活動場所や使用器具等の整備・点検を適宜行い、生徒の安全管理と事故防止に努める。また、生徒自身が、健康管理や活動時の安全確認に関心をもつよう指導する。

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

- (3) 顧問は、活動時の暑さ指数（WBGT）や気象条件について留意し、適切な休養や水分補給、活動中止等の判断を行う。また、活動の中止や中断に備えて、判断基準を明確にするとともに、保護者や医療機関への連絡体制を整えておく。
- (4) 顧問は、定期的に、応急手当や心肺蘇生法、AEDの使用方法について研修を受けることとし、生徒にも事故発生時の行動について指導する。

10 徴収金や参加費の管理と運用について

- (1) 原則、大会参加費については、教育後援会から負担する。ただし、教育後援会の負担が特定の部活動に偏らないように、負担上限額を設定するなどの配慮をする。
- (2) 部活動で、部独自で部費を徴収する場合は、部費の管理を保護者をお願いする。
- (3) PTA 教育後援会から支出される部活動の部費は、学校または顧問が管理職の承認を得て適切に運用する。

2019年4月 1日から

2023年4月12日一部改訂